

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員を報告いたします。

10番、山本実君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 議案第49号 六戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第49号 六戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について、その概要をご説明いたします。

次のページをごらんください。なお、説明補足資料もあわせてごらんください。

本条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものであります。

第3条の改正では、任命権者の町長への報告事項に職員の退職管理の状況及び職員の人事評価の状況の2項目を加えるものであります。

第5条の改正は、条文の整理を行うものであります。

附則は、施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第49号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 六戸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 議案第50号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第50号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、その概要をご説明いたします。

次のページをごらんください。なお、説明補足資料もあわせてごらんください。

本条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、第1条の条文の整理を行うものであります。

附則は、施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第50号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第51号 六戸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(下田正幸君)

議案第51号 六戸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、その概要をご説明いたします。

次のページをごらんください。なお、説明補足資料もあわせてごらんください。

本条例案は、労働基準法及び船員法の一部を改正する法律の施行に伴い、第39条の条文の整理を行うものであります。

附則は、施行日を平成28年1月1日からとするものであります。

以上で、議案第51号の説明といたします。

議長 長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 六戸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第52号 六戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (円子富浩君)

それでは、議案第52号 六戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

議案の8ページからになります。

今回の改正は、地方税法施行規則等の一部改正に伴い、本年5月の臨時議会で報告し、承認していただいております六戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

説明補足資料2ページ中ほどからの新旧対照条文のほうで説明いたしますので、そちらを

ごらんください。説明補足資料2ページ中ほどになります。

表の上段が改正案、下段が現行となっております。まず、最初の「第2条第3号中」で始まる条項が削除される部分の改正についてご説明いたします。

これは、役場から納税者に通知する納付書や納入書の記載事項について、納税者が法人の場合、法人番号を記載する規定となっておりますが、今回の改正でこの規定を削ることとなります。よって、納付書や納入書への法人番号の記載は不要ということになります。

続いて、2ページの後ろから5行目あたり、「(中略)」とあります。これ以降の改正についてであります。次の3ページまで5カ所ほどの改正箇所がございます。これは「法人番号」の括弧書きによる引用説明の追加であります。いずれも、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。」という文言を加える改正であります。これは、先ほどの削除改正により、「法人番号」の引用説明のための括弧書きが削除されたことに伴い、これ以降の「法人番号」に引用説明の括弧書きの追加が必要となることによるものでございます。

次に、めくって4ページ1行目をごらんください。

附則第1条第2号中の改正については、これも最初の「第2条第3号中」で始まる条項が削除されたことに伴い、当該附則条項からも該当箇所を連動的に削除するものでございます。

議案に戻っていただきたいと思っております。10ページをごらんください。

附則の部分になります。附則は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で、議案第52号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 六戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第53号 六戸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (川村星彦君)

議案第53号 六戸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書11ページから12ページとなります。あわせて補足資料の4ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正は、第4条第1項に第3号として災害弔慰金を支給する遺族に配偶者、子、父母、孫、祖父母がない場合に限り兄弟姉妹を加えるため、本条例を改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日と適用期日を定めたものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 六戸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第54号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

議案第54号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案について、その概要をご説明いたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い制定するものであります。

第1条は、趣旨について、個人番号の利用及び特定個人情報の提供等について定めるものであります。

第2条は、個人番号、特定個人情報、個人情報等の用語の意義について定めるものであります。

第3条は、個人番号の利用等について、必要な限度で個人番号の利用できる事務等について定めるものであります。

第4条は、特定個人情報の他の機関への提供することができる事務等について定めるものであります。

附則は、施行日を平成28年1月1日からとするものであります。

以上で、議案第54号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 六戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第55号 六戸町空き家等の適正管理に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (下田正幸君)

議案第55号 六戸町空き家等の適正管理に関する条例案について、その概要をご説明いたします。

次のページをごらんください。

本条例案は、町内における空き家等の管理について所有者の責務を明確にし、安全で安心な暮らしの実現のため、制定するものであります。

第1条は、目的について、所有者の責務を明確にし、倒壊、火災及び空き家における犯罪を未然に防止し、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与すると定めるものであります。

第2条は、空き家、管理不全な状態、所有者、町民等の用語の定義について定めるもの
あります。

第3条は、所有者と空き家等により被害を受けるおそれがある者との間で民事による事態
の解決を図ることを妨げないと定めるものであります。

第4条は、所有者の責務について定めるものであります。

第5条は、町民等からの情報提供及び協力について定めるものであります。

第6条は、所有者の所在等の調査及び町が保有する情報の使用について定めるものであり
ます。

第7条は、空き家等への立ち入り調査及び資料の提出等について定めるものであります。

第8条は、所有者等に対し必要な措置について、助言または指導ができるものと定めるも
のであります。

第9条は、所有者が必要な措置を行わないときは、履行期限を定め、必要な措置を講ずる
よう勧告することができるものと定めるものであります。

第10条は、第9条による勧告に従わない場合、履行期限を定め、必要な措置をとるよう命
ずることができるものと定めるものであります。

第11条は、第10条による命令に従わない場合、命令違反の事実を公表することができる
ものと定めるものであります。

第12条は、第10条による命令に従わない場合、その不履行を放置することが著しく公益
に反すると認められるとき、行政代執行法の定めるところによりその措置を行い、その費用
を当該所有者から徴収することができるものと定めるものであります。

第13条は、空き家等が人の生命もしくは身体または財産に対し被害が切迫した場合、被害
を予防し、拡大を防ぐため、必要最小限の措置を講じ、その費用を当該所有者から徴収す
ることができるものと定めるものであります。

第14条は、勧告、命令、公表、代執行、応急措置その他空き家等の適正管理のための措置
について、調査・審議するための検討委員会の設置について定めるものであります。

第15条は、警察その他関係機関との連携について定めるものであります。

附則は、施行日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第55号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

1 番、種市君。

1 番（種市正孝君）

この5月から議員の職についております種市です。議員になりましてまだ8カ月ぐらしかたっておりませんので、まだまだふなれな点などありますが、ご了承いただければと思います。

議員になる前、たしかことしの3月だったと思うんですけども、定例会のほうを傍聴に来ることがあったわけなんですけれども、その際に、私が記憶しているのは、河野議員さんのほうが一般質問でこの空き家、あのときはたしか「廃屋」という言葉を使っていたと思うんですけども、これに関する条例の制定についてお伺いしていたと思うんです。それに対する町長のほうの回答が、たしかまだ条例に関して考えていないというふうにおっしゃっていたと、私、記憶があるんですけども、それから、3月からですけども10カ月、1年もまだたっていないわけなんですけれども、その段階でこのように空き家に対する条例の案が出てきたというのは、すごく早い段階で移行しているなと思うんですけども、それについて、こういうふうに急いできたのかなという感じが、私、受けとめられるんですけども、何か背景というか、理由というか、その辺、ひとつお聞きしたいというのが1つと、それともう一つ、この条例が制定されますと、空き家としての位置づけというものがはっきりしてくると思うんですけども、現段階でですけども、らしき、空き家と思われる、そういうようなもの、六戸町にはあるのかというのを調査なり把握なりはなされているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

議長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

ご質問にお答えします。

空き家条例の制定については、まず、なぜ早くというか、3月の段階から急遽こういう制

定になったかということなのですが、空き家等の対策に対する特別措置法が26年11月27日に一部施行されて、その後、27年5月26日に全部施行になったわけなので、それで、国・県のほうもそれに対していろいろとその対策に対する計画の策定とか、その辺を急ぐようにというわけじゃないんですけれども、策定する方向で進んでくださいよというような指導がございまして、今回、こういう形で制定するような形になりました。

それから、もう一点の町で空き家がどれくらいあるのかという調査なんですけど、実際的な調査はいたしておりません。ただ、先回の3月議会のときもちょっと申し述べましたが、国のほうで推計した数値がございまして。この推計というのは、抜き打ちで六戸町町内から170戸を選定し、その170戸の空き家率を出して、それで、推計した数字だと、151件になるのかなと。これはあくまでも推計した数値ですので、実態とは異なるかと思いますが、そういう参考的な数字はございまして。

以上でございます。

議長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

まず、今、経過としては課長が説明したとおりなんでありますが、空き家という、それから、前にご質問いただいた廃屋という捉え方、実は同じようでもそれぞれの個人によって立場が違ってまいります。そこで、ここに今、ありますように、責任を明確にというものが極めて大事でございます。仮に空き家というと、人が住んでいないから空き家とも言えますし、廃屋というのであれば、朽ち果てている状況で危険だということもあるのかもしれませんが。ただ、私どもとしては、幾ら空き家であっても、責任が明確でしっかりとその方、どなたかが管理しているという環境があれば、この条例等で見るということはしなくてもいいのかなというふうに思っています。

ただ、全くどなたが担当なのかわからない、これは議員さんも関係しておりますけれども、いろいろご配慮いただいたんですけれども、危険な状況になっても手も足も出せないという等もありました。廃屋状況、ですから、そういうものに関しまして、やはり町としては安全のため、対応し得る環境をつくったほうがいいと。先ほどの経過もありますので、それを踏まえて急ぐというよりも的確に環境、私ども行政としてこういう整備をできる状況ができ上

がったということと、実際は、ここに書いてありますように勧告とか、そういう表現になります。すなわち、強制は命令的にしかできませんので、あくまで。

ただ、命令をするにしても、相手が明確でなければどうにもなりません。ですから、その方がしっかりと、ここはどうなんだということがはっきりしていれば、それぞれの立場の中での対応という部分が出てまいりますので、今まで心配していたような部分がかなりの部分、軽減されるのではないのかなというふうに思っております。

これはあくまで、空き家になっていること、廃屋になっていることを強制的に締めつけるという表現よりも、しっかりと管理をお願いいたしますということのほうが大きな趣旨になろうかなというふうに思っていますので、勧告とか、そういうことがないほうが、「町長が」と、こうありますので、私もできればそういうことを余りやりたくありませんので、自己判断の中での責務という部分を明確化しながらやっていくものになればいいなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

1 番、種市君。

1 番（種市正孝君）

まず、流れというのはわかりました。

それで、今、町長がおっしゃられたように、まず、指導から始まるわけなんですけれども、指導、勧告、命令というふうに段階を踏まえて進んでいくことになると思うんですけれども、最後のほうになりますと、どうしてもということになれば、町のほうがそれに対応して代執行なり、あるいはまず、緊急性を要する場合は応急処置なりをとると。その費用を結局、持ち主なりということになっていきますんですけれども、それが万が一回収できない、持ち主がわからない、あるいは持ち主がわかっても経済的負担が大き過ぎて払えないとか、そういう場合というのは、これはどういうふうな形になるのか、その辺の対処のほうをお聞きしたいんですけれども。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実は、この空き家条例もそうなのでありますが、他のいろんな事案の中において町がこのように行っているものは結構ございます。いろんな例がありますが、例えば、ある方がお亡くなりになられ、そして、それを面倒を見る方がいらっしゃらない、そうしますと、それらにかかわる経費という部分は町として対応いたします。ただし、そのコストという部分は、そちらの関係者が出てきたら、お支払いいただきますよという形になっております。出てこない場合においては、やむを得ない状況にならざるを得ないというのものもあるやもしれません。ただ、この場合においては、廃屋とか、そういう部分というのは、それなりの権利者でいらっしゃると思いますので、私どもとしては、現在の空き家条例に関しては、あくまで責務のある方、その方に請求をしていくと。明らかにわかっているわけですので、その請求をある意味繰り返す形でお願いしますと。

がしかし、今、ご質問がありますように、経済的なものやいろんなものですぐ払えないという場合には、やはり同じようなことで対応しますが、払える状況のときには払っていただきますよということだけは引き続き、同じ形でいくだらうなと思います。相手が全くわからない場合、またはそれを特定できない場合、これはやむを得ない状況になってしまうだろうなというふうに思っております。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

先ほど種市議員のほうから現況ということで私もそこを質問したかったですけれども、また、ほかにも何点かありますので、お聞きしたいと思います。

空き家、それから廃屋、状況を見れば、周りに結構な戸数があると思います。私の近くにもあります。この条例がタイムリーに出たということの評価したいと思います。そして、この15条になる条文を読みますと、全てが網羅されているというふうには理解しておりません。そういうことで、今後は、やはり町内のデータ化をして、現在住んでいなければ、ど

ういう状態にあるのか、それをまずやっていただきたい。

実は私も、これは、いつかは、いろんな新聞等に出しております法律、そういったところで、1点は法律で固定資産税の見直しになったと思うんです。そこはどうなっているのか。皆さん、知っておく必要があると思います。

それから、これは、後で私も一般質問をしたいなと思っているんですけども、町の対応です。この廃屋、空き家、それから景観、それもあると思います。それで、一番懸念されるのは、危険が現に迫っている状況、これをひとつ解決していただきたい、早急に。ということ、小学校あたりで、私の近くにあるんですけども、もう非常に老朽化して、それで、今、非常な異常気象で突風なんか吹くんです。そういった場合、屋根なんか飛んでくる。倒れる危険性も現にあるんですね。そういうこともあって、この条例を適用していければ、そういう危険を除去できるんじゃないかなと思っています。そういう経費なんですけれども、これは、やはりとりあえず行政代執行して、後でその経費については考えていく。これは優先的にやるべきだと思うんですけども、そこら辺、固定資産評価基準の見直しとか、今、現に危険が迫っているような状況を町長はどういうふうに考えているんですか。そこら辺、2点をひとつ。固定資産税の評価額、そこら辺と。

(「副町長、わかっているんじゃないの」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時33分)

再開 (午前10時34分)

議 長 (円子徳通君)

休憩を閉じて再開いたします。

税務課長。

税務課長 (円子富浩君)

建物、住宅が建っている土地の評価というか、課税に関しては特例がございまして、住宅が建っている土地は、一定の面積までは軽減措置がございまして。空き家については、そこが住宅として使われている以上はその特例が当てはめられていることとなります。

ただ、今、国のほうで検討しているのは、それが空き家を放置している原因の一要因ではないかということが話し合われておりまして、現に人が住んでいなかったり、ライフラインがもうとまっているような住宅は、その特例を外すべきではないかという意見が議論はされております。

以上でございます。

議長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

行政代執行に関して町長はどう考えるかということでございますが、最終的なものとして代執行というものがあります。それはあくまで、先ほど言いましたように、危険であったり、そういう状況が生じた場合、私の考え方としては、基本的には個人所有のものというものが前提にあります。このように空き家条例ができたから強制的に第三者が云々というより、まづもって、所有者なり、責任者がどういうふうにするかということ促すことが一番大切だというふうに思っておりますので、私は、代執行は、最終的に、先ほど言いました安全を脅かす状況、または他に迷惑をかけるような状況、先ほどご質問がありましたが、小学校の近くのところのことですとか、そういうような場合においては、今までは所有者にというふうをお願いをしていたんでありますが、今度は、代執行まで行かなくても、私どもとして手をかけ、経費はその関係者の方に出すと。眺める時間がなく、行動できるのかなというふうに思っております。

まず、この空き家条例ができることによって、空き家という概念は、先ほど言いましたように、人それぞれの捉え方があろうかと。所有者でも、これは空き家じゃなくて、今、小屋として将来使うつもりなんだと言われれば、そういうふうになりますので。ただ、先ほど言いました責任が明確にという部分がそこにあります。はっきりとそれをわかっている方は、この空き家条例とともに理解をしてくださって、今までよりも意識を高く、管理していただくものというふうに思っておりますので、やむを得ない事情になれば代執行、または安全を

脅かす場合は代執行ということはあるやもしれませんが、まずは、今、たくさんある空き家と言われるもの、また廃屋と言われるもの、それらに関しての町民の捉え方という部分は、この空き家条例で相当変わっていただくのではないのかなというふうに思っておりますので、代執行のときは代執行します。しますが、そこに至る前の社会的な捉え方というのは、かなりいい結果で捉えていただけるのではないのかなというふうに考えておるところでございます。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

事務方の最高責任者である副町長にお伺いしたいと思います。

過去に、附田議員と、それから高坂議員、河野議員、この空き家条例について一般質問した経緯がありますけれども、それに応えての実施に至ったということは敬意を表したいと思います。

ただ、最近、六戸町に極端な例はないんですが、空き家とあわせてごみ問題が私は出てくるような気がします。この空き家条例とあわせてごみ問題もうたってほしかったなというふうに感じます。第2条第1項2号のイですが、「空き家等に草木が繁茂し」というふうに表現してありますけれども、私は、この前に「ごみの山積や」という言葉をうたってほしかったなというふうに思います。

ただ、今、これは多分、準則に基づいて条例制定したと思いますけれども、今すぐ入れるということじゃないんですが、この言葉を入れて、あえてまたごみ問題でいけばごみの条例をつくるんじゃないなくて、空き家とあわせた条例のほうが、私は今後遂行していきやすいような気がするんですが、テレビ等を見ると、非常にごみ屋敷問題が今、問題になっています。多分、何年か後に町内のごみ問題が出てくるような気がします。ある、某町内会は、商売でやっていると言うんですけども、外から見ると、全くのごみ屋敷に感じるような場所も見られますけれども、それらに対処する条例が副町長、ありますか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

空き家条例とあわせてということがあればというお話がありましたが、非常に似通ったところはあるかとは思いますが、こちらの場合は、はっきりと所有者がいて対応することになります。ごみの場合におきましては、実は、今、ご質問にありますように、自分でこれは資源であるというふうな捉え方をされると、手を出せないというような状況にあります。これは、どこの自治体も今、非常に困っているものだというふうに思います。私ども、今のご質問も踏まえ、また、以前からの大きな社会課題であるというふうに捉えておりますので、ごみのそのような場合にはどのようにするかのことは、今後、私どももしっかりと考えていきたいと。このような条例等を立ち上げるのであれば、そのような対応をするようにしたいと。

ただ、なかなか尺度が難しいというのがあります。そこに人が住んでいる、そして、置いてあるということになれば、非常に難しさがありますので、ただ、公衆的迷惑といいますか、そういうような様子をどの尺度で捉えるか等も恐らく日本全国の各自治体、困っていることだというふうに思いますので、ある一定限、我々が条例等でもって考え得る範囲があれば、このように条例制定等を考えてまいりたいというふうに思います。非常に難しいと思いますので、できれば弘前市ではありませんが、弁護士さんでもいていただいてやるような、恐らく将来はもうそういうふうになっていくんじゃないかなと。逆に司法の場で判断していただくぐらいの時代がおいおい来るのではないのかなと思っておりますが、それを待っているということよりも、いい条例のつくり方、判断ができるのであれば、六戸町も考えてまいりたいというふうに思います。

全く、私も大体想像がつきます。六戸町内、放置してあるところ、または個人の屋敷、いろんなものを見て、これでいいのかなと思う点はおっしゃるとおりだなというふうに思っておりますので、その点も踏まえて、今後、条例のことを考えてまいりたいというふうに思います。

議長（円子徳通君）

下田君。

5 番（下田敏美君）

もう一回繰り返します。

意義については、ごみのことが1つもうたっていない。ですから、今後、事務方で検討して、ごみの場合はどうするか、この空き家条例とあわせて、並行して考えていただければということをお願いして質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

答弁はいいですか。

5 番（下田敏美君）

はい。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

2 番、杉山君。

2 番（杉山茂夫君）

今、下田議員の質問に対して、環境あるいは景観という観点から吉田町長の前向きな答弁に敬意を表したいと思います。

私からは、この条例の第2条の定義、1の中で空き家等ということで「所在する建物その他の工作物で」という形で、それに対しての管理不全な状態ということで、その工作物等という中に、例えば大きな看板も工作物という解釈、あるいは農業用のサイロとか、いろいろ工作物という定義の中、この中に入ってくるのかどうか。つまり、普通そういう建物の空き家というだけではなくて、その他の工作物という中で、この条例で、例えば看板で今の突風でもってそういう状態、こういった部分もこの条例の中で解釈して、定義として考えていけるのかどうか。その辺をちょっと、解釈ですから、事務的なことで事務方にお伺いをしたい。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（下田正幸君）

第2条の工作物の定義というんですか、範囲なんですが、今、おっしゃられた内容の部分は当然含まれてくるものと解釈しております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

2番、杉山君。

2番（杉山茂夫君）

今のでわかりました。ありがとうございました。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 六戸町空き家等の適正管理に関する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第56号 平成27年度六戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（棟方晃祥君）

議案第56号 平成27年度六戸町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、9款地方特例交付金は280万円、10款地方交付税は、普通交付税5,552万2,000円をそれぞれ増額計上。

12款分担金及び負担金から5ページの15款県支出金までは、事業費との関連においてそれぞれ増額計上いたしました。

16款財産収入では、利子収入等の増見込みにより140万7,000円を増額計上であります。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

まず、特別職及び一般職職員の給与費等につきましては、既決予算の人員費を精査の上、全体で681万5,000円減額計上しております。

なお、詳細につきましては、19ページからの給与費明細書のとおりであります。

人件費以外の主な内容について、款を追って説明いたします。

7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に人事評価システム構築導入支援及び調停訴訟等委任業務ほかで219万8,000円を計上。

次のページです。

5目財産管理費では、利子収入積み立てで140万8,000円を計上。8目情報施策推進費で

は、委託料に選挙法改正に伴う電算プログラム改修業務委託ほかで227万5,000円を、また、19節の負担金に光ファイバー移設工事負担金48万6,000円を増額計上。9目町民バス運行費には、町民バスの修繕料として130万円を計上いたしました。

9ページの3項戸籍住民基本台帳費ですが、マイナンバーカード発行用顔認証システム関連機器購入ほかで42万1,000円を計上。

10ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業の各特別会計に対する繰出金を合計で416万6,000円増額計上。3目の障害者福祉費では、扶助費に重度心身障害者医療費及び身体障害児・者補装具費給付費の増見込みにより、合わせて290万円計上。また、23節に過年度分国庫補助金等返還金で208万8,000円を計上。4目国民年金事務取扱費では、電算システム改修費で91万4,000円計上いたしました。

次のページをごらんください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、扶助費におきまして保育所運営費に1,031万6,000円、子ども医療費助成で370万円を増額計上。2目児童措置費では、児童手当について、児童数の増見込みにより360万5,000円を追加計上です。

4款衛生費、2目予防費に高齢者のインフルエンザ予防接種委託料を187万9,000円増額計上いたしました。

12ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、県外視察研修旅費ほかで目の計で335万8,000円増額計上。3目農業振興費に農地中間管理機構集積協力金対象者増により560万4,000円追加計上。また、農業集落排水事業特別会計繰出金で64万2,000円増額計上いたしました。

14ページになります。

8款土木費では、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費に除雪関連費用を計上したほか、目の計で3,336万6,000円を増額計上いたしました。

15ページです。

4項都市計画費ですが、下水道事業特別会計繰出金を582万7,000円増額計上いたしました。

9款消防費では、3目、水槽付消防ポンプ自動車製造請負工事で事業費確定により99万円

の減額計上であります。

16ページ、10款教育費では、2項小学校費、1目学校管理費に大曲小学校図書室書棚及びプレハブ倉庫購入で91万7,000円を計上。3目学校建設費に大曲小学校の来年度入学児童数増見込みによる普通教室確保のための図書室改修及び特別支援教室改修工事費を合わせて544万9,000円計上いたしました。

以上で、議案第56号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

8款2項13節ですか、除雪業務なんですけれども、またことしも厳しい冬を迎えつつあって、徐々に雪も降ってまいりました。それで、先般、総務常任委員会として業者の方と懇談会も開かせていただきました。その中でいろいろとやっぱり話が出てきています。一番大変だというのは、除雪に当たる機械も古くなっているんですけれども、それを運転する人も古くなっているというんですか、確保が非常に難しい状況下にあるというふうなお話をいただきました。そういう中であって、業者の方々の思いといわゆる町民の方々の思いに非常に大きい乖離があるなというのがわかりました。要するに、除雪というのは、何センチ以上降らないと出動しないだとかいろいろ条件があって、その条件が整ったときに出動するというふうな状況下にあると思います。それで、要は、いつ出動したらいいかわからない、そういう状況のもとで、延々と出動しなさいという連絡を待ちながら待機していると。そうこうしているうちに、雪が降らなければ、その連絡も来ない。要は、出動しなくてもいいよということになっていると。ですから、そういう業者の皆様方の非常なる思いと、今度は裏腹に、町民の方から言わせると、何で早く除雪しないのよと。町民側から言わせると、除雪はやってもらって当たり前というふうな考えがあると思うんです。

私は何を言いたいかというと、要するに、そういうところの町民に対するPRが非常に不足しているのではないかと。町側、業者、そして、町民とあります。町民の皆様は、まずもってお金を払って除雪しているわけですから、当然と言えば当然なんですけれども、何かの

機会を捉えて、やはりそういうことをきちんと話しておくというんですか、PRをする必要は多分にあるんだろうなと思います。その除雪をしている最中にいろんな障害物、特に車だと思ってしまうんですけども、車のみならず、そういうものがあつたりしていると、非常に除雪に妨げを生じる。そういうものに対しては、やっぱり除雪をやる前の段階、ちょうど今ごろの段階だと思ってしまうんですけども、ある程度巡回をして歩きながら、そういう指導というんですか、注意というんですか、そういうことをやられているのかどうなのか、それをまず、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

お答えいたします。

今の件なんですが、毎年、広報、また12月の区長会議等でそれについては周知しております。また、危険箇所等については、受託する業者さん等から情報を得て、5月ごろ、1回会議を開きまして、そういう危険箇所等があれば、その次の12月までの間に、夏の間には補修等をしている状況でございます。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

そうしますと、担当課のほうでは現実的に歩いていないということですよ。情報をもらってやるということでしょう。そうではなくて、やっぱり道路上に車を置いているところというのは、その日たまたま置いたというのものもあるとは思ってしまうんですけども、恐らくそうじゃなくて結構置いているんだろうなというところもあると思うんです。そういうところはあらかじめ見て歩くというのが必要なことではないのかなと思います。

それで、除雪の問題がいろいろ騒がれていますけれども、これは六戸町のみならず全国的に雪のところでは当然、いろいろ新聞等でも出ています。一番心配されることは、除雪をす

の方が少なくなってくるということが当然考えられると思うんです。私たちも懇談会の中でお聞きしたことは、正直なところは、除雪に対しては本当に後ろ向きな発言が多かったんです。ですから、そのところをやはり町としてももっと膝を突き合わせて話し合いをしていただいて、議論を深めていただいて、どうあれば一番やりやすいのか、そういう話し合いの場を持ってもらいたいというのも、話し合いの中では正直言ってありました。その点についてはいかがですか。

議長 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

今の件については、除雪を始める前に受託業者さんと会合を開いております。その中でお互いにいい、先ほどの出動させるタイミング等もありますけれども、逆に、業者さんのほうから、こっちと合わない部分もありますし、その地域によってまた雪の量も違うと思います。この間の会議では、業者さんのほうでもまず確認して、こっちから連絡が行かなくても、逆に来る場合と。今、出たほうがいいですよと、そんな連絡をもらいながらお互いに今回から出動するような話し合いはこの間、しております。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

今の担当課長のほうのお話から、大分前には進んでいるんだなというのは酌み取れます。そういうことで、除雪に対してはいろいろ問題があることも事実ですし、町民の皆様に対する考え方というんですか、それと乖離があるという部分については、やはりPRという部分で何とか努力してほしいと思います。これから雪がどのくらい降るかわかりませんが、まず、お互いいい方向に進めるように今後において努力をしてほしいなと思います。

以上です。

議 長（円子徳通君）

答弁を求めますか。

7 番（河野 豊君）

いいです。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成27年度六戸町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり

可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時15分）

議長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10 議案第57号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第57号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算の内容につきましては、人件費の精査及び退職被保険者等高額療養費等の執行見込み額の増加によるものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

10款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金として5万円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

事項別明細書の5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費に職員手当等として5万円を増額計上いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費を107万5,000円減額し、4目退職被保険者等療養費に13万5,000円を増額計上、同じく2項高額療養費では、退職被保険者等高額療養費に94万円を増額計上いたしました。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成27年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第58号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（松村 茂君）

議案第58号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計からの繰入金582万7,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員手当等の経費を精査し、所要額を増額計上、公課費では、消費税の納付金の確定により573万円増額計上し、項の計を6,664万1,000円としました。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成27年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第59号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (松村 茂君)

議案第59号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金については、一般会計から64万2,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、需用費及び役務費の経費を精査し、64万2,000円を増額計上し、項の計で3,030万円としました。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

議長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成27年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第60号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (川村星彦君)

議案第60号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容は、国及び県から低所得者の保険料軽減負担金の交付決定を受けたことと、人件費と事業の精査によるものでございます。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

6款支払基金交付金に介護給付費交付金として87万5,000円を増額計上いたしました。これは、去年の交付金の追加交付でございます。

9款繰入金にその他一般会計繰入金として72万3,000円を増額計上、低所得者保険料軽減繰入金として295万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款総務費に一般管理費として63万円を増額計上。

6ページの中段になります。

2款保険給付費に特定入所者介護サービス費として175万9,000円を増額計上。これは、低所得者の方が施設サービスを利用した際に、食費、居住費が高額となった場合にお支払いする経費でございます。

7ページの下段になります。

6款諸支出金に償還金として206万8,000円を増額計上いたしました。これは、平成26年度の国及び県の介護給付費負担金の返還金でございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 平成27年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第61号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

議案第61号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、事項別明細書に基づきご説明いたします。

今回の補正予算は、人件費の精査により調整したものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

3款繰入金、1項繰入金に一般会計繰入金として44万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費に給料及び職員手当等として目の計で44万1,000円を増額計上いたしました。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 平成27年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第62号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。
提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)
質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)
ご異議なしと認め、討論を省略いたします。
これより議案第62号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)
ご異議なしと認めます。
よって、議案第62号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり可決いたしました。

議長 長(円子徳通君)
次に、日程第16 議員提出議案第6号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。
本案は、5番、下田敏美君ほか5名から議員提出議案として提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

下田君。

5 番（下田敏美君）

それでは、議員提出議案第6号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、病気療養等に加え、出産の場合の届け出について追加するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（円子徳通君）

説明が終わりました。

質疑並びに討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり改正することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号 六戸町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり改正することに決定いたしました。

次に、日程第17 六戸町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

六戸町選挙管理委員及び補充員が平成27年12月25日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において別紙のとおり、それぞれ4名を選挙するものであります。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

六戸町選挙管理委員に、四木豊美君、下田誠一君、岡田良平君、保土沢博昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって当選人に定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました四木豊美君、下田誠一君、岡田良平君、保土沢博昭君が六戸町選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

六戸町選挙管理委員の補充員に苫米地正良君、長根昌人君、藤村謙一君、山内茂君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって当選人に定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました苫米地正良君、長根昌人君、藤村謙一君、山内茂君が六戸町選挙管理委員の補充員に当選されました。

ただいま当選されました補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、第1順位、苫米地正良君、第2順位、長根昌人君、第3順位、藤村謙一君、第4順位、山内茂君と決定いたしました。

ここで、長きにわたり選挙管理委員会委員長として務められ、今限りでその任を退かれる高橋司委員長に対し、議会を代表いたし心より感謝申し上げたいと思います。

委員長、ありがとうございました。（拍手）

選挙管理委員会委員長（高橋 司君）

ありがとうございました。

お言葉を賜り、大変喜んでおります。今後とも、老身にむち打ちながら町のためにいささかでも役に立てばと思っております。

どうも大変ありがとうございました。（拍手）

議 長（円子徳通君）

以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これもちまして、平成27年第6回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会（午前11時34分）